いのこし在宅介護センター障害者福祉サービス重要事項説明書　(Ver05.07.01-1)

あなたに対する在宅介護サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業所概要

事業所名称　医療法人博報会　いのこし在宅介護センター
所在地　　名古屋市名東区猪子石原一丁目１５０１番地
法人種別　　医療法人
代表者名　　理事長 柵木　充明
電話番号　　０５２（７１５）５６２２
ＦＡＸ番号　０５２（７７７）５６２２
愛知県から指定を受けているサービスの種類及　居宅介護・重度訪問介護・同行援護
介護保険事業所番号　２３１８０００１７７

２．事業の目的と運営方針

（１）　医療法人博報会が開設するいのこし在宅介護センター（以下「事業所」という）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護事業等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

（２）　障害者総合支援法の対象の方と市町村が認める方に対し、適正な居宅介護事業等サービスを提供することを目的とします。

（３）　事業所の訪問介護員等は、対象者の心身の特性を踏まえ居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

（４）　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

（５）　居宅介護事業等の実施にあたっては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し総合的なサービスの提供に努めます。

（６）　当事業所は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

３．従業員の職種、員数、及び職務内容

管理者　　１名（他事業所と兼務）
※）管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
サービス提供責任者　２名
　介護福祉士　　常勤　１名　勤務時間（午前８時４５分～午後５時３０分）
　介護福祉士　　非常勤　１名　勤務時間（午前８時４５分～午後５時３０分）
※）サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護等の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の策定などを行います。
訪問介護員　　２名
　介護福祉士　　非常勤　１名　勤務時間（午前９時００分～午後５時３０分）
　初任者研修　　非常勤　１名　勤務時間（午前８時４５分～午後５時３０分）
※）訪問介護員は、居宅介護等の提供にあたります。

令和５年７月１日　現在

４．営業時間

営業日　　月曜日～金曜日　　営業時間　８時５０分～１７時３０分
注）年末年始（１２月３０日～１月３日）は除きます。

５．通常の事業の実施範囲
名東区、守山区、千種区、及び長久手市、尾張旭市

６．苦情申立窓口
（１）当事業所窓口担当者　　村瀬　美菜子　　連　絡　先　０５２（７１５）５６２２
（２）名古屋市健康福祉局障害福祉局障害者支援課
ご利用時間　平日　午前８時４５分～午後５時３０分
連　絡　先　０５２（９７２）３９６７
（３）愛知県運営適正化委員会　　ご利用時間　平日　午前９時～午後５時
連　絡　先　０５２（２１２）５５１５

７．虐待防止に関する事項
事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

８．事故発生時の対応及び賠償責任
（１）　サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人、身体の状況等の必要に応じて主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
（２）　事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
（３）　乙は、万一の事故の発生に備えて、損害保険ジャパン日本興亜（株）の賠償責任保険に加入しております。
（４）　乙は、送迎時の万一の交通事故の発生に備えて、損害保険ジャパン日本興亜（株）の賠償責任保険に加入しております。

９．第三者評価の実施状況
第三者評価の実施　　なし

１０．その他運営に関する事項
（１）　当事業所では、訪問介護員等の質的向上を図るための研修（人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を設け、業務体制を整備します。
（２）　当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。

令和　　年　　月　　日

（乙）当事業所は、甲１に対する障害福祉サービスの提供開始に当たり、□甲１□甲２対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

説明者（乙）　所在地　名古屋市名東区猪子石原一丁目 1501 番地
名　称　医療法人　博報会
いのこし在宅介護センター
氏　名　　㊞